

保護者様

平成30年4月9日

京都市立美豆小学校
校長 高嶋 登

地震に対する非常措置について

本校においては、京都市において『震度5弱以上』の地震が発生した場合には下記のような措置を取りますので、ここにお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、テレビ・インターネット等の報道に注意してください。

記

1. 登校前

登校前に「京都市のいずれかの地域で震度5弱以上の地震が発生」した場合
次の登校日を臨時休業とします。

(例) 水曜日の午後9時に発生 → 翌日の木曜日を臨時休業

(例) 月曜日の午前5時に発生 → 当日の月曜日を臨時休業

* 休業前日や休業日に発生した場合、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認できて授業を行う場合は、学校から電話やホームページ等で授業を行う旨の連絡をします。

(例) 金曜日の午後11時に発生 → 原則として月曜日を臨時休業

(例) 土曜日または日曜日に発生 → 原則として月曜日を臨時休業

2. 在校中

在校中に「京都市のいずれかの地域で震度5弱以上の地震が発生」した場合
下校の安全が確認できるまでは、学校に留め置きます。

本校では、その後、保護者の方とご相談のもと、次のように対応いたします。

・保護者の方に引き渡すまでは、お子たちを学校に留め置く。

* 児童を引き渡しする際には、大きい地震の発生直後であることを念頭に必ず下記のことをお守りください。

1. 登録いただいた方以外の方には、お引き渡しません。

2. 車でのお迎えは厳にお控えください。

3. 電話は不通になる可能性が高いことを踏まえ、当日の連絡対応はできません。

保護者様

平成30年4月9日

京都市立美豆小学校
校長 高嶋 登

台風時等に対する非常措置について

本校においては、台風等により京都市（京都南部地域もしくは京都・亀岡地域）に「特別警報」もしくは「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。

なお、「特別警報」は大雨や暴風等6種類ありますが、そのすべてが当てはまります。また、「大雨警報」や「洪水警報」は特別な場合を除いて休業にはなりません。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
- ① 午前 0時までに解除になった場合…5校時（14：05）から始業
【13：15に集合して集団登校】【給食は実施できない】
- ② 午前 0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休校

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
- ① 午前 7時までに解除になった場合…通常授業
【通常の集団登校】【給食は実施】
- ② 午前 9時までに解除になった場合…3校時（10：45）から始業
【9：55に集合して集団登校】【給食は実施】
- ③ 午前11時までに解除になった場合…5校時（14：05）から始業
【13：15に集合して集団登校】【給食は実施できない】
- ④ 午前11時現在、警報発表中の場合…臨時休業

3. 特別警報または暴風警報が在校中に発表された場合（洪水や火事、その他の緊急事態同様）

- (1) 授業を中止し、下校は安全が確認できた場合は集団下校させます。
- (2) 気象状況によっては学校待機させ、保護者の方のお迎えを要請します。

※PTAメール配信サービスの活用をお勧めします。

《特別警報・暴風警報が発表された場合の約束事を各家庭で話し合っておいてください》

- (例) *帰宅後どうするか。誰に連絡するか。
*学童保育所へは行くのか。
*親類宅など、どこへ帰るのか。

☆「学校提出用」の内容に変更があれば、担任までお知らせください。